

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 2 日

建設業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

先般、令和 3 年 8 月 27 日付け事務連絡にて、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 8 月 25 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」により、催物の開催制限に係る留意事項を周知し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知するとされていたところです。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、催物の開催制限等については、10 月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続きその取扱いに留意するよう、別添 1 の事務連絡により依頼がありました。同事務連絡中、感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙 1、緊急事態措置の概要は別紙 2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙 3 のとおりです。

また、今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案（野外において開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密の発生や酒類提供等が問題となった事案）が発生したこと等を踏まえ、別添 2 の事務連絡のとおり補足の周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添の内容を十分了知の上、着実に実施していただくとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、11 月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別途通知がある予定であり、その際に催物の開催制限等の取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

（別添 1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡
「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」

（別添 2）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡
「催物の開催制限に係る留意事項について（補足）」

（参 考）新型コロナウイルス感染症対策分科会（第 6 回）資料
「今後のイベント開催制限等のあり方について」

都道府県等においては、10月末までは、現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年8月27日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、令和3年8月25日付け事務連絡等において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

今般、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、別途通知する。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6／17～の取扱い）

【別紙 1】

	収容率※4	人数上限※4	営業時間 短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等 重点措置		（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 （約1か月）	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内（≦10,000人） のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	都道府県の 判断
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働かせる（人数上限なし）。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和（実績）

時期		収容率（注）	人数上限（注）
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1,000人
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5,000人
9月19日～ 今年10月末	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） （※）飲食を伴う発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1m）（収容人数なし） （※）食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。	

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置区域	大声なし100%／大声あり50%		都道府県知事の判断

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要 ①

(基本的な考え方)

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

＜施設利用関係＞（第45条第2項関係）

施設の 種類	飲 食 関 連 施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。） - 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	飲食店と同様の要請
結婚式場	結婚式場	※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

<施設利用関係> (第24条第9項等)

緊急事態宣言での措置	
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
第5号	集会場、公会堂 など
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
第8号	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テニスパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など

人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請
21時までの営業時間短縮要請

- ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
- ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要
- ※3：イベント開催以外の場合は、
1000平米超：20時までの営業時間短縮要請
1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
- ※4：映画館については、
1000平米超：21時までの営業時間短縮要請
1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ

人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請
1000平米超：20時までの営業時間短縮要請
1000平米以下：
20時までの営業時間短縮働きかけ

- ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
- ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要
- ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカオス設備使用自粛等
※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要 ③

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第9号	ラージョン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場 など	1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、「入場者の整理等」の要請※2及び店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガリンスタンド など	1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
		感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、スナック喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

※ 2：大規模商業施設の管理者等に対し、第45条第2項の要請を行うとともに、百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙3】

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

- ① 適切なマスク着用徹底
 - ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める
 - ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
- ② 大声を出さないことの担保
 - ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う
 - ・隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提)
 - ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

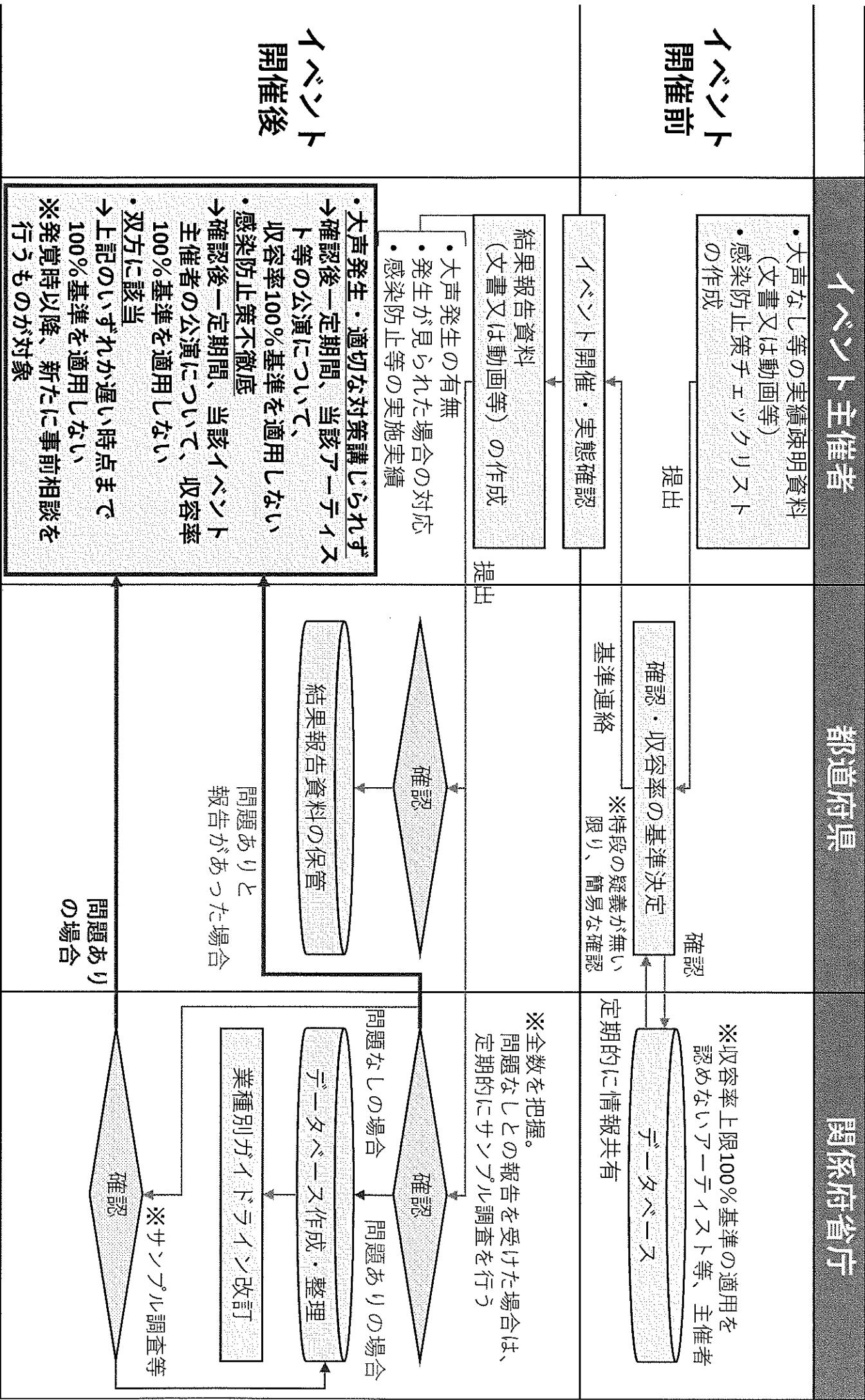
- ③ ①～②の奨励
 - ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)
 - ・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
 - ・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
 - ・大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
- ④ 手洗の徹底
 - ・こまめな手洗の徹底を促す
- ⑤ 消毒
 - ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
- ⑥ 換気
 - ・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気 (1時間に2回以上、1回に5分以上)。または室温が下からない範囲での常時窓開け)
 - ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
- ⑦ 密集の回避
 - ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
 - ・必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
 - ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。
 - ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 - ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外 (例：観客席等) は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ (COCOA) のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励 (アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
⑫ 演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を出す演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安 (人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう) を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。



※1,000人以下のイベントで収容率上限を100%とする場合、イベント主催者は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管する（原則、都道府県・関係府省庁への提出は不要）。ただし、問題ありの場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出する。かかる場合には、上記赤枠の対応を行う。